

木津川市移住支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、京都府まち・ひと・しごと創生総合戦略及び木津川市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、市内への移住及び定住の促進並びに中小企業等における人手不足の解消に資するため、京都府と共同して行う京都府における移住支援、マッチング支援及び起業支援事業において、東京圏から市に移住した者が、マッチング支援対象の求人を充足して定着に至った場合又は起業支援金の交付決定を受けた場合に、市長が予算の範囲内において交付する移住支援事業補助金（以下「補助金」という。）について、木津川市補助金等の交付に関する規則（平成19年木津川市規則第36号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 東京圏 東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県の区域をいう。
- (2) 条件不利地域 次に掲げるいずれかの地域を含む市町村（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市を除く。）の地域をいう。
 - ア 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定により指定された離島振興対策実施地域
 - イ 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定により指定された振興山村の地域
 - ウ 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第4条第1項に規定する小笠原諸島
 - エ 半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定により指定された半島振興対策実施地域
 - オ 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域

(3) 移住者 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条第1項に規定する転入（市の区域内に住所を定めるものに限る。以下「転入」という。）をした者であって、次のいずれかに該当するものをいう。

- ア 転入をした日の前日において引き続き5年以上東京都区部（東京都の特別区の存する区域をいう。以下同じ。）内に住所を有していた者
- イ 転入をした日の前日において引き続き5年以上東京圏内（条件不利地域を除く。）に住所を有し、かつ、転入をした日の3月前の日において引き続き5年以上東京都区部内に所在する事業所において業務に従事していた者（当該事業所において業務に従事しなくなった日から転入をした日までの間に京都府の区域外（東京都区部を除く。）に所在する事業所において業務に従事していた者を除く。）

（対象者）

第3条 補助金の対象者は、移住者のうち第1号の要件を満たす者であって、第2号又は第3号の要件に該当するものとする。ただし、世帯員が2人以上の世帯から申請をする場合にあっては、これらの要件と併せて第4号の要件を満たす者とする。

- (1) 申請資格に関する要件 次に掲げる全ての事項に該当すること。
 - ア 平成31年4月1日以後に転入したこと。
 - イ 補助金の申請時において、転入後3月以上1年以内であること。
 - ウ 補助金の申請日から5年以上継続して市に居住する意思を有していること。
 - エ 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
 - オ 外国籍を有する者である場合は、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者又は特別永住者のうちいずれかの在留資格を有すること。
 - カ 市が補助金の対象として不適当と認めた者でないこと。

- (2) 就業に関する要件 次に掲げる全ての事項に該当すること。
 - ア 転入後の就業先が、補助金の対象として、京都府のマッチングサイトに掲載している法人であること。
 - イ 転入後の就業先が、就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている法人でないこと。

ウ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続して3月以上在職していること。

エ 求人への応募日が、アの求人が補助金の対象としてマッチングサイトに掲載された日以後であること。

オ 当該法人に、移住支援金の申請日から5年以上継続して勤務する意思を有していること。

カ 新規の雇用（転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更を除く。）であること。

（3）起業に関する要件 1年以内に京都府が実施する移住支援事業に係る起業支援補助金の交付決定を受けていること。

（4）世帯に関する要件 次に掲げる全ての事項に該当すること。

ア 申請者を含む2人以上の世帯員が、移住元において同一世帯に属していたこと。

イ 申請者を含む2人以上の世帯員が、申請時において同一世帯に属していること。

ウ 申請者を含む2人以上の世帯員が、いずれも平成31年4月1日以後に転入したこと。

エ 申請者を含む2人以上の世帯員が、いずれも支給申請時において転入後3月以上1年以内であること。

オ 申請者を含む2人以上の世帯員が、いずれも暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、対象者が属する世帯の世帯員が2人以上の世帯からの申請の場合においては100万円、単身者からの申請の場合においては60万円とする。

（交付の申請）

第5条 補助金の申請者は、移住支援事業補助金交付申請書（別記様式第1号）、就業証明書（別記様式第2号）、本人確認書類及び第3条に掲げる要件を満たすことを証する書類を市長に提出しなければならない。ただし、申請者が第3条第3号の

要件を満たす者である場合は、就業証明書の提出を要しない。

(交付決定の通知)

第6条 市長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付又は申請の却下を決定するものとする。

2 市長は、前項に規定する審査の結果、補助金を交付することが適當と認めるときは、速やかに移住支援事業補助金交付決定通知書（別記様式第3号）により、申請者に通知する。

3 市長は、第1項に規定する審査の結果、補助金を交付することが不適當と認めるときは、速やかに移住支援事業補助金申請却下通知書（別記様式第4号）により、申請者に通知する。

(補助金の交付)

第7条 市長は、交付決定を行った申請者に対しては、申請から3月以内に補助金の交付を行うものとする。

(交付決定通知書の再交付)

第8条 申請者が、補助金の交付決定を受けた後、紛失等の理由により交付決定通知書の再交付を必要とするときは、移住支援事業補助金交付決定通知書再交付願（別記様式第5号）を市長に提出しなければならない。

(再交付決定及び通知)

第9条 市長は、前条に規定する再交付願を受理したときは、その内容を審査し、再交付することが適當と認めるときは、速やかに移住支援事業補助金交付決定通知書（再交付）（別記様式第6号）を申請者に交付するものとする。

(報告及び立入調査)

第10条 市は、京都府移住支援事業が適切に実施されたことを確認するため、必要があると認めるときは、京都府移住支援事業に関する報告及び立入調査を求めることができる。

(返還請求)

第11条 市長は、補助金の交付を受けた者が次に掲げる要件に該当する場合は、補助金の全額又は半額の返還を命ずることができる。ただし、雇用企業の倒産、災害、

病気等のやむを得ない事情があるものとして市長が認めた場合は、この限りでない。

- (1) 虚偽の申請等をした場合 全額
 - (2) 補助金の申請日から3年未満に転出した場合 全額
 - (3) 補助金の申請日から1年以内に補助金の要件を満たす職を辞した場合 全額
 - (4) 起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合 全額
 - (5) 補助金の申請日から3年以上5年以内に転出した場合 半額
- (補則)

第12条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
(失効)
- 2 この告示は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。